

令和6年度 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

項番	対象資産・税目	取得時期	明和町の特例割合	適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）の用に供する資産 ・固定資産税（家屋・償却資産）	平成29年4月1日以降	2分の1 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法第349条の3第27項、28項、29項 明和町税条例第61条の2	保育の用に直接供する家屋・償却資産 ※ただし、当該事業の用以外に供されていないものに限ります。
2	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の1 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号 明和町税条例附則第10条の2第1項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
3	下水道除害施設 ・固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	5分の4 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法附則第15条第2項第5号 明和町税条例附則第10条の2第2項	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。

4	<p>特定再生可能エネルギー発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 (償却資産) 	<p>令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>	<p>3分の2 (課税標準の特例措置)</p>	<p>3年間</p>	<p>地方税法附則第15条第25項第1号 明和町税条例附則第10条の2第3～6項</p>	<p>太陽光発電設備 (1,000kw未満)</p> <p>風力発電設備 (20kw以上)</p> <p>地熱発電設備 (1,000kw未満)</p> <p>バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満)</p>
5	<p>特定再生可能エネルギー発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 (償却資産) 	<p>令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>	<p>7分の6 (課税標準の特例措置)</p>	<p>3年間</p>	<p>地方税法附則第15条第25項第2号 明和町税条例附則第10条の2第7号</p>	<p>バイオマス発電設備 (木竹・農産物10,000kw以上20,000kw未満)</p>
6	<p>特定再生可能エネルギー発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 (償却資産) 	<p>令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>	<p>4分の3 (課税標準の特例措置)</p>	<p>3年間</p>	<p>地方税法附則第15条第25項第3号 明和町税条例附則第10条の2第8～10号</p>	<p>太陽光発電設備 (1,000kw以上)</p> <p>風力発電設備 (20kw未満)</p> <p>水力発電設備 (5,000kw以上)</p>
7	<p>特定再生可能エネルギー発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 (償却資産) 	<p>令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>	<p>2分の1 (課税標準の特例措置)</p>	<p>3年間</p>	<p>地方税法附則第15条第25項第4号 明和町税条例附則第10条の2第11～13号</p>	<p>水力発電設備 (5,000kw未満)</p> <p>地熱発電設備 (1,000kw以上)</p> <p>バイオマス発電設備 (10,000kw未満)</p>

8	浸水防止用設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成29年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準 の特例措置)	5年 間	地方税法附則 第15条第28 項 明和町税条例 附則第10条の 2第14項	防水扉、止水板、排 水ポンプ、換気口等 ※ただし、水防法に 基づく洪水浸水想 定区域等の一定の 地下街等の所有者 又は管理者が浸水 防止計画に基づき 取得した浸水防止 用の設備が対象と なります。
9	緑地保全・緑化 推進法人が設置 する一定の市民 緑地の用に供す る土地 ・固定資産税 (土地)	平成29年 4月1日 から 令和7年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準 の特例措置)	3年 間	地方税法附則 第15条第32 項 明和町税条例 附則第10条の 2第15項	市民公開緑地 ※ただし、都市緑地 法に規定する緑地 保全・緑地推進法人 が所有し又は無償 で借り受けて設置・ 管理するものに限 定されます。
10	一体型滞在快適 性等向上施設	令和6年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	2分の1 (課税標準 の特例措置)	5年 間	地方税法附則 第15条第38 項 明和町税条例 附則第10条の 2第16項	都市再生特別措置 法等の一部を改正 する法律に規定す る滞在快適性向上 施設等

11	中小企業者等が 取得した認定先 端設備 ・固定資産税 (償却)	令和5年 4月1日 から 令和7年 3月31日 まで	雇用者給与 等支払額の 増加に係る 導入計画な し 2分の1	3年 間	地方税法附則 第15条第44 項	労働生産性の向上 に必要な生産、販売 活動などに使用さ れる設備のうち、機 械装置、測定工具お よび検査工具、器具 備品、建物附属設 備、ソフトウェア
			雇用者給与 等支払額の 増加に係る 導入計画あ り 3分の1	5年 間		
12	サービス付き高 齢者向け賃貸住 宅 ・固定資産税 (家屋)	平成27年 4月1日 から 令和7年 3月31日 まで	3分の2 (固定資産 税の減額措 置)	5年 間	地方税法附則 第15条の8第 2項 明和町税条例 附則第10条の 2第17項	高齢者の居住の安 定確保に関する法 律に規定するサー ビス付き高齢者住 宅である賃貸住宅
13	マンション長寿 命化工事 ・固定資産税 (家屋)	令和5年 4月1日 から 令和7年 3月31日 まで	3分の1 (固定資産 税の減額措 置)	1年 間	地方税法附則 第15条の9の 3第1項 明和町税条例 附則第10条の 2第18項	新築後20年が経過 したマンションで、 居住用部分が1/2 以上 ・区画10戸以上 ・長寿命化工事を 実施したもの